

平成25年第2回笠松町議会臨時会会議録

平成25年4月1日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企 画 環 境 経 済 部 長	大 橋 雅 文

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
福祉健康課長	加藤周志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	浅井将利

1. 議事日程（第1号）

平成25年4月1日（月曜日） 午後3時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第25号議案 笠松町新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第5 第26号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第27号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 追加日程 第28号議案 笠松町議会議長辞職許可について
- 追加日程 第1号選挙 笠松町議会議長選挙について
- 追加日程 第29号議案 笠松町議会副議長辞職許可について
- 追加日程 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙について

開会 午後3時00分

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。よって、平成25年第2回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川島功士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

6番 伏屋隆男 議員

8番 安田敏雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（川島功士君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（川島功士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（浅野薫夫君） 羽島郡町村議長の会長が、4月1日をもって笠松町の議会議長に変わりました。副会長につきましては、岐南町の議会議長でございます。

次に、監査委員より24年度2月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元にお配りしました。以上です。

○議長（川島功士君） 以上、御了承願います。

日程第4 第25号議案から日程第6 第27号議案までについて

○議長（川島功士君） 日程第4、第25号議案から日程第6、第27号議案までの3議案を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第25号議案 笠松町新型インフルエンザ等対策本部条例について。

笠松町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり制定するものとする。平成25年4月1日提出、笠松町長 広江正明。

第26号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年4月1日提出。

第27号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算（第1号）。

平成25年度笠松町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,818万7,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年4月1日提出。

○議長（川島功士君） 提案理由の説明を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出させていただきました案件についての提案説明をさせていただきます。

まず提出させていただきました案件は、笠松町の新型インフルエンザ等対策本部条例ほか1件の条例案件、計2件であります。また、もう1件が、平成25年度一般会計補正予算1件の3件であります。

この詳細につきましては、副町長より説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次議案を説明させていただきます。

その前に、今回提案予定の笠松中学校体育館の躯体工事の入札の件でございますが、先般、議場でお話ししましたように、指名がえをいたしまして2回目の入札を行いました。全員辞退ということで不調に終わりました。現在、再入札を行うべくいろんな調整を行ってございまして、設計の見直しとか入札方法等、両面から見直しを行っております。できるだけ早い時期に入札を行いたいと思っております。恐らく5月の連休明けぐらいには、また臨時議会を開いていただいて、御議決を賜ることになると思っておりますが、よろしく願いいたします。

それでは、議案の1ページ、2ページをお開きください。

第25号議案 笠松町新型インフルエンザ等対策本部条例についてであります。

この新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されましたことに伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき市町村に指定された場合には、同法の第34

条第1項の規定により対策本部を設置しなければならないことになりました。これに伴いまして、同法第37条において準用する第26条の条例への委任規定に基づき、町の対策本部に関し、必要な事項について条例で規定するものであります。

条例は5条立ての内容になっておりまして、まず第1条では、目的といたしまして、対策本部に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条は組織でありまして、本部長、副本部長、本部員、その他必要な職員で組織するというところで、法律では、本部長は町長、副本部長は本部員のうちから本部長が指名、本部員は副町長、教育長、消防長、その他町長が任命する職員で構成することが法律で規定されております。

第3条は会議でございまして、本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ会議を招集する旨を規定しております。

続きまして、第4条は、必要に応じて対策本部に部を置くことができる旨を規定し、その部に所属すべき本部員は、本部長が指名することとしております。

最後の第5条は雑則で、その他必要事項は本部長が別に定めることとしております。

施行日はこの特別措置法の施行日でありまして、公布が24年5月1日で、その1年を超えない範囲で政令で定めるということでしていますので、5月11日までは施行されるということでございます。

以上が25号議案の関係でございます。

続きまして3ページ、議案資料では1ページの第26号議案であります。笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例の一部改正についても、先ほどの新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴うものでありますが、同法の規定によりまして、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し、当町に派遣された者に対して新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとするため、所要の規定の整備を行うものであります。

また、この新型インフルエンザ関係の手当につきましては、勤務に対する報酬のうち、給料に含まないものであるため、第2条でその旨の改正を行うものでありますが、既に制度化しております災害派遣手当、それから武力攻撃災害等派遣手当についても、この手当同様に給料に含まない報酬であることから、今回の改正にあわせて第2条の規定の整備を行うものであります。

内容的には、第19条の2の第3項で新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設を行うものでございます。金額は書いてございませんが、この金額については、既に災害派遣手当のところ規則で規定してございまして、公共施設に準ずる施設で宿泊する場合は、区分が1カ月以内とか、1カ月を超え60日とか、60日を超える期間というのがあるわけですが、1泊3,970

円を手当として払う。そのほかの民間の施設等に泊まる場合は、30日以内であれば6,620円、30日から60日の場合は5,870円、それから60日を超える場合は5,140円ということで、だんだん安くなるというふうに規則のほうで規定してございます。

施行日については、先ほどと同様、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日からでございます。

続きまして、議案の4ページから6ページの第27号議案であります。平成25年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

補正額は438万7,000円で、補正後の歳入歳出予算額は64億9,818万7,000円であります。

歳出について、まず御説明いたします。

6ページになりますが、第8款 消防費、第1項 消防費、第2目の消防施設費であります。中新町にございますコミュニティー消防センターの自動火災報知設備の定期点検がございまして、これが3月22日に報告があったわけですが、これのセンサーがふぐあいがあるということが判明したことから、本日議会があるということで、早急に修繕を要するというので、この部品の交換の需用費を22万1,000円増額させていただいたものであります。

続きまして、同じく6ページの第9款 教育費、第6項 保健体育費、第2目 体育施設費でございますが、まず、さきの議会で承認いただきました多目的運動場の管理委託の関係でございますが、この多目的運動場の発電機に、工事のほうで盗難防止システムを設置させていただきました。その運用経費として、盗難防止システムに係るサーバー利用料、あるいは通信運搬費を4万8,000円増額するものと、それから発電機及びトレーラーハウスに対する盗難、あるいはいたずら、風水害等の被害に備えるため、保険に加入することに伴い、その保険加入に係る年間保険料を14万1,000円増額。そして、その額を足して指定管理者に管理委託するものでございますが、当初予算で運動場管理委託料として予算計上してありました1,448万円を減額して、新たに運動場指定管理委託料として1,466万9,000円を予算組み替えという形で補正させていただきましたので、よろしく願いいたします。

また、先般金曜日に見ていただきまして、夜間、不用心といいますか、全く人けのないところでございまして、防犯対策の必要性が出てまいりまして、防犯対策として監視カメラを現在1台は設置してありますが、死角になる部分はかなりございまして、それを補うために監視カメラ2台を追加して、より一層の防犯対策の強化を図ることに伴い、工事請負費を397万7,000円増額するものでございます。内訳といたしましては、自立型の監視カメラですが、2台設置するというものでございます。

今回の補正の財源でございますが、歳入として前年度繰越金を充てて対応するという補正でございますので、よろしく願いいたします。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（川島功士君） 第25号議案 笠松町新型インフルエンザ等対策本部条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ちょっとお尋ねしますが、この条例制定については何も異議があるものではありませんけれども、この条例を制定することによって、どういったことを想定されているのか。町民に対してどういったことが起こり得ると考えられておられるのかですね。

例えば学校ですと学級閉鎖だとか、それから学年閉鎖だとか、学校閉鎖だとかということが想定されていますが、もう現にあるわけですね、インフルエンザ。それこそあるわけなんですけれども、一般的な町民に対してどういうことが想定されてくるのかということについて、今考えられていますというか、この法律を制定する段階で、国はどのような事態を想定されているのかについて、ちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（川島功士君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） では、お答えします。

今回、特別措置法が制定されたということで、2009年の新型インフルエンザでのことを一つ契機に法的に整備をされたものでありまして、大体その対応としましては、その当時のイメージで、多分同じではないかと思いますが、町としまして、法律の規定に基づいて、国・県が行動計画をつくられた中で、それに沿った形で、町としても行動計画というものを策定します。そして1つ、まず体制整備をするということで、先ほど条例にありました町に対策本部を設置して、発生時に対応すると。町として実際に措置しなければならない事柄を措置するということで、それぞれ役割分担がなされるものと考えております。

その中で、具体的に緊急事態が発生した場合、町としまして情報の共有といいますか、情報の伝達ということが、まず大前提にしなければならないということになりまして、蔓延防止のために外出自粛要請、あるいは興行とか催し物、いわゆるイベントごとの制限等の要請指示、そして住民に対する予防接種、医療供給体制の確保、これはもちろん町独自のものではなく、県からの指示といいますか、行動計画の中で町ができ得る部分を役割分担として実施していくということで、ちょっとその先の話になってきますと、どういったパンデミックが起きるかわかりませんので、その場合によって、死者数に応じて埋火葬の特例的な措置とかというようなものが想定されてくると思われまして。その他生活関連物資の安定的な供給とかというもろもろになりまして、まだちょっと具体的にはいろんな情報が流れてきておりませんので、今後そういった情報に基づきまして、町として行動計画を策定いたしまして、有事の際に適切な対応ができるように準備しておくというものと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（川島功士君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 大体のことは理解できたかなあということをおもうんですけども、もう1つ確認なんですけれども、その対策本部ができて、国・県の行動計画が示されて、笠松町の中で設置をされた場合に、その本部がイベントだとか、それから屋外への外出禁止だとかということをお求めた場合の強制力というのは与えられるんですか。強制力というのは持てるんですか。その辺の確認もしたいんですが。

○議長（川島功士君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 今現在、はっきりしたことは申し上げられませんが、1つ、今回の基本方針的なところといいますか、権利制限は必要最小限のものとするという基本方針的なものがございます。そして緊急事態の発生の際の措置としまして、先ほど申し上げたように外出自粛要請、興行、催し物等の制限等要請指示とありますので、グレードによりまして、何らかの形で指示ということですので、強制力も発動されるのではないかというふうに考えております。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

第26号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許しません。

[挙手する者あり]

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） これもちょっと1つお聞きしたいんですが、先ほどのインフルエンザ等対策本部の絡みでこの条例が改正されるんですけども、第19条2の次の3のところに書いてある新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため笠松町に派遣された者について準用するとあるんですが、この笠松町に派遣さ

れてくる者というのは、例えばどういう方が派遣されてくるのか。それもどういう想定をされているのか、その辺をちょっと説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（川島功士君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えいたします。

町職員以外ということになりますので、先ほども出ておりましたように県のほうの絡みもございまして、県の職員のほうからといいますか、専門職のあるような人が、こちらのほうへ派遣されてくるものと想定をされるのではないかというふうには考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） それで、そうなりますと勤勉手当といいますか、宿泊代も先ほど持たれるという説明をされていたんですけども、例えば県から来られた場合に、県は旅費規程があって旅費を支給されるのではないかなと思うんですけども、二重に支給ということになりませんか、そうすると。それをちょっともう一度説明をお願いしたいと思います。県から来られた場合は、県のほうで旅費だとか、手当といいますか、支給されてくるのではないかなあと思うんですけど。笠松町はこれによって受け入れたから、笠松町でも旅費だとか宿泊代を出しますよという二重になってしまうような気がするんですけども、どうですか、その辺は。

○議長（川島功士君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えをいたします。

条文の中には、まず改正条文の中にも報酬に含まれないものというふうに規定がございまして、その中で派遣された者に対する手当ということで、二重にはないというふうに考えております。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川島功士君） 第27号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許し

ます。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 岡田議員。

○7番(岡田文雄君) ちょっとお尋ねしたいんですが、この間のサッカー場を見学させていただきまして、本当にすばらしいサッカー場になったと思いますが、防犯カメラ2台余分に設置するということですので、大体グラウンドは四角いんですね。3カ所になるわけですが、どこか盲点が出てくるような気がしておるんですが、完全に網羅できるかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長(川島功士君) 堀教育文化部長。

○教育文化部長(堀 康男君) それでは、お答えをさせていただきます。

今回防犯カメラ2台を設置させていただきますのは、先日、見ていただいたと思いますが、トレーラーハウス3台ございます。トレーラーハウス3台の東面と西面ですね。その通りをカメラで監視ができるようにと。グラウンド全体じゃなくて、発電機とかにいたずらをされとか、盗難とかいうことで、今度の2台については、トレーラーハウスがあれだけの長さがありますので、その両面を監視ができるように2カ所設置させていただきたいということで、補正予算のほうを上げさせていただきました。

○議長(川島功士君) ほかに質疑はありますか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

[副議長 議長席に着席]

○副議長(尾関俊治君) ただいま川島功士議長から議長の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読させます。

○議会事務局長(浅野薫夫君) 辞職願。今般、都合により笠松町議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されたく、願います。平成25年4月1日、笠松町議会

議長 川島功士。笠松町副議長 尾関俊治様。

○副議長（尾関俊治君） お諮りいたします。この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第28号議案について

○副議長（尾関俊治君） 第28号議案 笠松町議会議長辞職許可についてを議題といたします。

〔議長 川島功士君退場〕

書記をして議案を朗読させます。

○書記（笠原 誠君） 第28号議案 笠松町議会議長辞職許可について。

笠松町議会議長 川島功士君の辞職を許可するものとする。平成25年4月1日提出、笠松町議会副議長 尾関俊治。

○副議長（尾関俊治君） 本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

〔4番 川島功士君入場・着席〕

辞職許可については可決されました。

○4番（川島功士君） 1年間議長として務めさせていただきました。かなりいろいろとやりたいようにやらせていただきましたが、執行部側、そして議員の皆さんのお導きや御指導のおかげで大過なく過ごすことができました。本当にありがとうございました。できましたら、次の議長さんにも頑張っていたきたいというふうに思います。若輩でしたが、ありがとうございました。

した。

○副議長（尾関俊治君） お諮りいたします。この際、笠松町議会議長選挙についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議長選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時37分

再開 午後 3 時55分

○副議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

追加日程 第1号選挙について

○副議長（尾関俊治君） 第1号選挙 笠松町議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は投票、あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によらねたいとの発言がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の封鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に2番 古田聖人議員、3番 伊藤功議員の2名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。

有効投票中、岡田文雄議員9票、長野恒美議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、岡田文雄議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました岡田文雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（浅野薫夫君）** 笠松町議会議長当選者、氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。以上です。

○**副議長（尾関俊治君）** 岡田文雄議長、挨拶をお願いします。

○**新議長（岡田文雄君）** 本当に大変な25年度になると思いますが、議長に御指名いただきまして、本当にありがとうございます。

精神的には、不撓不屈によって困難なときにも皆様のために一生懸命頑張り、また皆様からのいろんな御意見、御鞭撻を賜り議会運営をしたいと思っております。そして行政の方々にもここ1

年、笠松町中学校屋内運動場以下、サッカー場、運動公園等が随時整備されます。本当に大変な年であります。ぜひとも我々も力になって、一緒になって頑張りたいと思いますので、1年間よろしく願いをいたします。本当にありがとうございました。

〔新議長 議長席に着席〕

ただいま尾関俊治副議長から副議長の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読をいたさせます。

○**議会事務局長（浅野薫夫君）** 辞職願。今般、都合により笠松町議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されたく願います。平成25年4月1日、笠松町議会副議長 尾関俊治。笠松町議会議長 岡田文雄様。

○**議長（岡田文雄君）** お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第29号議案について

○**議長（岡田文雄君）** 第29号議案 笠松町議会副議長辞職許可についてを議題といたします。

〔副議長 尾関俊治君退場〕

書記をして議案を朗読させます。

○**書記（笠原 誠君）** 第29号議案 笠松町議会副議長辞職許可について。

笠松町議会副議長 尾関俊治君の辞職を許可するものとする。平成25年4月1日提出、笠松町議会議長 岡田文雄。

○**議長（岡田文雄君）** 本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

〔1番 尾関俊治君入場・着席〕

辞職許可について可決されました。

○1番（尾関俊治君） 1年間、副議長として、本当に川島議長におんぶにだっこということで、お役に立てなかったんですけども、またこれから一議員として笠松町を何とか盛り上げていきたいと思っております。本当にこの1年間、ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

なしと認めます。

追加日程 第2号選挙について

○議長（岡田文雄君） 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は投票、あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によらねたいとの発言があり、選挙の方法は投票にて行うことにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に5番 田島清美議員、10番 長野恒美議員の2名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。

有効投票中、伏屋隆男議員9票、長野恒美議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.50票であります。よって、伏屋隆男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伏屋隆男議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入をお願いいたします。

○**議会事務局長（浅野薫夫君）** 笠松町議会副議長当選者、氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。

○**議長（岡田文雄君）** 副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○**新副議長（伏屋隆男君）** ただいま副議長に当選させていただきまして、本当にありがとうございます。

今回で3回目の副議長になりますが、岡田議長を支えながら議会運営の円滑化と笠松町の町政発展のために、一生懸命頑張っておりますので、また皆様方の温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田文雄君） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時36分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

この際、報告を行います。民生建設常任委員会の正・副委員長に変更があり、次のとおり決定されました。委員長に古田聖人議員、副委員長に田島清美議員、以上、御了承願います。

閉会の宣告

○議長（岡田文雄君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、平成25年第2回笠松町議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

どうもありがとうございました。

閉会 午後4時37分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成25年4月1日

議 長 川 島 功 士

新 議 長 岡 田 文 雄

副 議 長 尾 関 俊 治

議 員 安 田 敏 雄

議 員 伏 屋 隆 男